

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

○監査公表六件  
福島県監査委員

目  
次

福島県監査委員

## 監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成29年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年2月19日

福島県監査委員 長尾トモ子  
福島県監査委員 古市三久  
福島県監査委員 美馬武千代  
福島県監査委員 菅家惣一郎

30人 第1792号  
平成31年1月16日

福島県監査委員 長尾トモ子  
福島県監査委員 古市三久 様  
福島県監査委員 美馬武千代  
福島県監査委員 菅家惣一郎

福島県知事 印

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

のことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

## 平成29年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
設備台帳の適時更新について (県北浄化センター) 報告書80頁	【指摘事項】 1、2系水処理計装盤KP-1については、施設機器一覧表からサンプルを抽出したものの、設備はすでに撤去されていた。数年後に設備台帳の更新予定があるものの、現時点では更新が行われていないため、台帳と現物が一致しない部分がある。	現有財産の調査及び台帳の整備を行い、保有財産の状況を精査したことから、今後は隨時、設備台帳の更新を行い、財産管理を適切に行っていくこととする。
備品管理シールによる管理について (県北浄化センター) 報告書81頁	【指摘事項】 衛星携帯可搬端末、遠心分離機、顕微鏡は、福島県の物品として管理するため備品管理シールを貼付しているものの、備品管理シールの記載内容が異なっている。物品の管理方法をルール化し、備品管理シールの記載内容を統一する必要がある。	固定資産毎に固有の資産番号を付与し、取得年度と合わせて備品管理シールに記載することとした。 なお、指摘を受けた「衛星携帯可搬端末」、「遠心分離機」及び「顕微鏡」については適切に備品管理シールを貼付した。
複数台ある物品の管理について (県北浄化センター) 報告書81頁	【指摘事項】 使用承認物品一覧表には、自動採水器が2台登録されているが、備品管理シールが貼付されていないことから、どちらがサンプルとして抽出したNo.5か区	固定資産毎に固有の資産番号を付与し、取得年度と合わせて備品管理シールに記載することとした。 なお、指摘を受けた「自動採水器」及び「ガスクロマトグラフ」については台帳を修正した上で、

	<p>別できなかった。</p> <p>また、ガスクロマトグラフは、使用承認物品一覧表には個数が記載されていなかったが、現物は2件存在していた。記載されている金額は2台分であり、2台まとめて記載しているとのことである。なお、2台とも備品管理シールは貼付されていなかった。</p> <p>いずれも、台帳を整備し、備品管理シールを貼付して、管理台帳と現物が1対1で対応するように現物の管理を行う必要がある。</p>	<p>適切に備品管理シールを貼付した。</p> <p>また、使用承認物品一覧表を修正し、1台ずつ個別管理することとした。</p>
放射性同位元素による検査機器の管理について (県北浄化センター) 報告書81頁	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>ガスクロマトグラフは放射性同位元素による検査機器であるため厳格に管理すべきであり、台数も含め、使用承認物品一覧表に正確に記載しておく必要がある。</p>	<p>「ガスクロマトグラフ」については、使用承認物品一覧表を修正し、1台ずつ個別管理することとした。</p>
設備の登録内容の誤りについて (県中浄化センター) 報告書88頁	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>設備の名称、設置場所等の台帳の登載内容が相違しているものが散見された。</p> <p>以後台帳登載に当たっては台帳の内容を確認し、登載内容が誤っている場合は台帳を修正することが必要である。</p>	<p>指摘を受けたものについては、平成30年9月末に台帳の修正が完了した。</p> <p>なお、現有財産の調査及び台帳の整備を行い、保有財産の状況を精査したことから、今後は随時、設備台帳の更新を行い、財産管理を適切に行っていくこととする。</p>
設備の登録内容の誤りについて (あだたら清流センター) 報告書94頁	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>設備機器リストの小分類の区分、設置場所の登載内容が相違しているものが散見された。</p> <p>以後、台帳登載に当たっては台帳の内容を確認し、登載内容が誤っている場合は台帳を修正することが必要である。</p>	<p>指摘を受けたものについては、平成30年9月末に台帳の修正が完了した。</p> <p>なお、現有財産の調査及び台帳の整備を行い、保有財産の状況を精査したことから、今後は随時、設備台帳の更新を行い、財産管理を適切に行っていくこととする。</p>
設備台帳の適時更新について (あだたら清流センター) 報告書95頁	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>水処理(1)コントローラ盤、監視操作盤、No.1CRT監視操作卓、ミニグラフィックコントローラ盤、No.2CRT監視操作卓はいずれも更新のため既に撤去されていた。設備台帳の適時更新が行われておらず、台帳と現物が不一致となっている。</p>	<p>指摘を受けたものについては、平成30年9月末に台帳の修正が完了した。</p> <p>なお、現有財産の調査及び台帳の整備を行い、保有財産の状況を精査したことから、今後は随時、設備台帳の更新を行い、財産管理を適切に行っていくこととする。</p>
備品管理シールの未貼付について (あだたら清流セン	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>あだたら清流センターにおいてサンプルで抽出した物品について現物を確認したところ、全てに備品管理シールが貼付され</p>	<p>固定資産毎に固有の資産番号を付与し、取得年度と合わせて備品管理シールに記載することとした。</p> <p>なお、指摘を受けた「耐火金庫」、「ビジネスセーバー」、「自動採</p>

ター) 報告書96頁	<p>ていなかつた。</p> <p>物品は「使用承認物品一覧表」により管理することが必要であり、物品は容易に移動する事が可能であり、備品管理シールにより県の物品であることを明確にし、許可なく移動又は処分ができないようにする必要がある。</p>	<p>水器」、「放射能濃度測定器」及び「小型四輪貨物自動車」については台帳を修正した上で、適切に備品管理シールを貼付した。</p>
(あだたら清流センター) 報告書96頁	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>あだたら清流センターの使用承認物品一覧表に記載してある物品は10件だけである。他の浄化センターの件数と比較して極端に少ない。あだたら清流センターよりも小規模である大滝根水環境センターでも27件の物品が記載されていることから、網羅的に物品が管理されていない可能性がある。県より使用承認を受けている物品に漏れがないか調査を行う必要がある。</p>	<p>現有財産の調査及び台帳の整備を行い、保有財産の状況を精査したことから、今後は随時、設備台帳の更新を行い、財産管理を適切に行っていくこととする。</p>
(大滝根水環境センター) 報告書102頁	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>大滝根水環境センターの自動採水装置のH15-2及びH15-3をあだたら清流センターの自動採水装置と更新する際に誤って廃棄処理してしまったとのことである。</p> <p>当該物品の廃棄に当たっては、「物品不用決定調書」で不用決定を行ったが、廃棄する物品の確認書類の添付を怠つたこと及び物品管理簿には供用場所の記載を行っていないことから、どこで使用している物品であるかが判別できなかったため、本来廃棄の処理をしてはならなかつた物品を廃棄処理してしまつたものと考えられる。物品の廃棄に当たっては、「物品不用決定調書」に廃棄する物品の写真を添付して特定し、物品管理簿には供用場所を記載することにより、誤って廃棄処理を行われないようすべきである。また、速やかに台帳の修正を行うとともに、備品管理シールを適切に貼付する必要がある。</p>	<p>物品の供用場所は現有財産の調査を行い、台帳に記載しており、今後、物品の不用決定をする際には、確認書類の添付及び供用場所の確認を徹底することにより、誤って廃棄処理が行われないよう、事務処理を適切に行っていくこととする。</p> <p>なお、指摘を受けた自動採水装置H15-2及びH15-3は精査した結果、廃棄処理はしていなかつたことが判明したため、台帳の修正、物品管理簿への供用場所の記載及び備品管理シールの貼付を行つた。</p>
(番号相違) (大滝根水環境セン	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>ポータブル自動採水装置のH15-4、H15-5について土木総室の物品管理簿と相違する番号で備品管理シールが貼付されている。物品管理簿と整合した内容</p>	<p>固定資産毎に固有の資産番号を付与し、取得年度と合わせて備品管理シールに記載することとした。</p> <p>なお、指摘を受けた「ポータブル自動採水装置」については適切に備品管理シールを貼付した。</p>

ター) 報告書102頁	で備品管理シールを貼付する必要がある。	
備品管理シールの未貼付について (大滝根水環境センター) 報告書102頁	<p><b>【指摘事項】</b>          大滝根水環境センターにおいてサンプルで抽出した物品について現物を確認したところ、5件中4件に備品管理シールが貼付されていなかった。          物品は「使用承認物品一覧表」により管理することが必要であり、物品は容易に移動することが可能であり、備品管理シールにより県の物品であることを明確にし、許可なく移動又は処分ができないようにする必要がある。       </p>	<p>固定資産毎に固有の資産番号を付与し、取得年度と合わせて備品管理シールに記載することとした。          なお、指摘を受けた「自動採水装置」、「顕微鏡」、「電気炉」、「蒸留水製造装置」及び「放射能濃度測定器」については適切に備品管理シールを貼付した。</p>
固定資産の下水道台帳整備について (下水道課) 報告書103頁	<p><b>【指摘事項】</b>          下水道法により下水道台帳の調製及び保管が義務付けられているが、県北流域下水道建設事務所は平成25年度に、県中流域下水道建設事務所は平成24年度に台帳整備し、以後、台帳更新が行われていないことから、県北流域下水道建設事務所は平成25年度以降、県中流域下水道建設事務所は平成24年度以降に取得及び廃棄した設備の情報が台帳に反映されていないため、台帳と現物が不一致の状況になっている。速やかに下水道台帳を整備する必要がある。       </p>	<p>現有財産の調査及び台帳の整備を行い、財産状況を精査したこととで、台帳と現物の不一致を解消した。今後は隨時、台帳の更新を行うとともに、下水道台帳の補正を行う等、適正な管理をしていく。</p>
退職給付引当金の指針適用遅れについて (下水道公社) 報告書115頁	<p><b>【指摘事項】</b>          平成27年度から退職手当額の改定(調整額の変更)があり、「退職者の手引き」(平成27年11月)を平成28年3月に入手したが、補正予算に反映することが出来なかつたため、平成27年度に計上すべき退職給付費用(引当金)5,546,700円が、平成28年度に計上されている。          引当金等の見積もり科目は恣意性が入りやすく、決算上、特に留意すべき科目であるため、その計上に当たっては、慎重な検討が必要である。       </p>	<p>退職給付引当金の計上に当たっては、早期の資料の入手を図るなど適正な会計処理に努めていく。</p>
経常収益の内訳科目の入り繰りについて (下水道公社) 報告書116頁	<p><b>【指摘事項】</b>          正味財産増減計算書上の経常収益の内訳科目である「受取補助金等」について、その内容を確認したところ、全額、県からの管理受託収益であった。          また、公社の科目の表示方針       </p>	平成30年度決算から事業収益として計上した。

	<p>として、「受取補助金等」については非営利事業を表示し、「事業収益」については収益事業に係る管理受託収益を表示しているとのことであったが、非営利事業である「排水設備工事責任技術者資格認定事業収益」については、「事業収益」に含まれて表示されていた。</p> <p>各事業の事業内容及び表示科目の内容を再度確認の上、科目名、表示方法を整理することが必要である。</p>	
収入印紙の年度末未使用分の処理について (下水道公社) 報告書117頁	<p><b>【指摘事項】</b> 収入印紙の期末未使用分(1,300,000円)につき、前払金勘定で処理されていたが、貯蔵品勘定で処理することが必要である。</p>	平成29年度決算から貯蔵品勘定として処理した。

(監査総務課)